

上尾市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第28号

上尾市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

上尾市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成16年上尾市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

(宛先)  
上尾市長

申請者 住 所  
(主たる事務所所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
職 業  
生 年 月 日 年 月 日  
電 話 番 号

※法人申請の場合には、( )内の事項を記載すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量						羽・頭・個
2 捕獲等又は採取等の目的						
3 捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
4 捕獲等又は採取等の区域						
5 捕獲等又は採取等の方法						
6 捕獲等又は採取等をした後の処置						
7 学術研究を目的とする場合にあっては、研究の事項及び方法						
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨						
9 狩猟免許及び狩猟者登録証の種類・免許又は登録証を与えた知事の都道府県名・番号・交付年月日	狩 猟 免 許	種 類		狩 猟 者 登 録 証	種 類	
		都道府県名			都道府県名	
		番 号			番 号	
		交付年月日			交付年月日	
10 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	番 号					
	交付年月日					

- (注) 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項に規定する環境大臣が定める法人が申請者であって、従事者証の交付を受けようとする場合は、捕獲等又は採取等に従事する者について細則第2号様式による申請も行うこと。  
 2 鳥獣による被害を受けた者から依頼された者が複数で申請をする場合にあっては、代表者を含めた全員について別紙を添付すること。  
 3 捕獲等実施区域及び被害区域を図示した図面を添付すること。また、鳥獣保護区がある場合は、その区域も図示すること。  
 4 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付すること。



第2号様式（第3条関係）

従事者証交付申請書

年 月 日

(宛先)  
上尾市長

申請者 主たる事務所所在地  
名 称  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により、従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 捕獲等又は採取等に係る許可証の番号	
2 捕獲等又は採取等に従事する者の住所	
3 捕獲等又は採取等に従事する者の氏名	
4 捕獲等又は採取等に従事する者の職業	
5 捕獲等又は採取等に従事する者の生年月日	年 月 日

(注) 従事者が複数である場合にあっては、上記2～5に代えて別紙に記入すること。



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第 1 号様式及び第 2 号様式による申請書は、それぞれ、この規則による改正後の上尾市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第 1 号様式及び第 2 号様式によるものとみなす。